

定例監査の結果

1 監査の期間

令和4年7月25日から令和4年7月29日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

議会事務局 議事課

(2) 対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において重点項目とした現金収納に係る事務処理について、西尾市予算決算会計規則等の規定に基づき適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を行った。

4 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、政務活動費に関する部分について議員選出の稲垣一夫監査委員を除斥とした。

5 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

(ア) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書に定められた作業責任者等及び作業場所に関する届の提出がないものがあった。

【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第3条、第4条】

(イ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書に定められた再委託承認申請があったにもかかわらず、承認の決裁がされていないものがあった。

【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第7条】

イ 公印の使用において、公印使用簿に記載せずに使用しているものが散見された。

【議会公印規則第6条、公印規則第8条】

ウ 個人情報の管理状況において、保管する必要のない債権者登録・口座振替申出書の写しが保管されていた。

【個人情報保護条例第5条】